

年度就学援助費受給・モバイルルータ貸与申請書（兼同意書・委任状）

あて先 宇都宮市教育委員会教育長

申請日： 年 月 日

就学援助費の受給及びモバイルルータの貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請に当たっては、宇都宮市教育委員会に提出する申請書に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②児童扶養手当受給状況の照会について、同意します。また、認定を受けた場合、援助対象費目に滞納が生じている場合には、支給を受けることができないことについて承諾します。

①申請者（保護者）について

保（申請者）	住 所	宇都宮市 旭1-1-5 アパート101号室		中連絡が取れるもの	1234-*****
	フリガナ氏名	ウツミヤ サトシ	児童生徒との関係	住 居の状況（✓を付けてください）	
	宇都宮 理	父・母・祖父母	☒ 持家（家族所有含） ☐ 賃貸		

②対象児童（国公立小中学校に通学し、援助を希望する児童・生徒）について（書ききれない場合は2枚目へ）

児童・生徒	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
中央小 小 中学校	2	年	ウツミヤ マナブ 宇都宮 学	H. 年 月 日
中央小 小 中学校	3	年	ウツミヤ サトコ 宇都宮 理子	H. 年 月 日
旭小 小 中学校	2	年	ウツミヤ イヴ 宇都宮 育子	H. 年 月 日

③別世帯の家族について

児童生徒との続柄	氏 名（フリガナ）	生年月日	児童生徒との関係
母	ウツミヤ ヤス子 宇都宮 康子	H.P. 年 月 日	
兄	ウツミヤ タケル 宇都宮 健	H.P. 年 月 日	

④年度1月1日現在の住所（現住所と異なる場合のみ記入）

申請者欄と同じ	秋田県秋田市秋田1-1-1
転入前市町村で就学援助を受けていた場合は	☒

⑤家庭状況について該当するものに必ず✓を付けてください（複数回答可）。

☐ ひとり親家庭	☐ 生活保護の廃止または停止
☐ 生活保護受給	☐ 離 職
☒ 東日本大震災被災	☒ 収入不安定
☒ 病気療養	☐ その他

該当するものにチェックを付けてください。特に当てはまるものが無い場合には、一番下の「上記以外の・・・」にチェックをしてください。

モバイルルータ貸与について

モバイルルータの貸与を希望されない場合に、以下の口に✓を付けてください。
なお、モバイルルータ貸与を希望されない場合には、「オンライン通信費」は支給されませんので、ご注意ください。

☐ モバイルルータの貸与は希望しません。

モバイルルータ貸与を希望しない場合にのみ、✓を付けてください。

※ご記入された内容に、誤りや漏れはありませんか？

ご記入後は、お子さんが通われている学校に申請書を提出してください。認定結果は学校を通じてお知らせいたします。

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

＜準要保護世帯として認定となる世帯＞

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

参 考 『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和2年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の総所得金額	220万円程度	230万円程度	290万円程度	300万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和3年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】令和2年度の支給内容（年額）		
			小 学 校	中 学 校	備 考
学校給食費		☐	実 費		
学用品通学用品費	☐	☐	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
			2年～ 13,900円	2年～ 25,000円	
入学準備金	☐	☐	6年 60,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等	☐	☐	1年 51,060円	1年 60,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費	☐	☐	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費	☐	☐		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費	☐	☐	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	☐	☐	実費（1回分のみ）		
通学費	☐	☐	実 費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等	☐	☐	6年 11,000円	3年 8,800円	
オンライン通信費	☐	☐	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		モバイルルータを貸し出します。
医療援助費	☐	☐	自己負担額		むし歯等の学校病に限りです。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ オンライン通信費は「GIGAスクール構想」に係るものです。詳しくは「宇都宮市 GIGA スクール特設サイト」
http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/index.html をご覧ください。

※ 認定となった場合は申請月分から支給対象となりますので、申請書はお早めに提出してください。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

（様式第1号－2）

令和3年度就学援助費受給・モバイルルータ貸与申請書（兼同意書・委任状）

あて先 宇都宮市教育委員会教育長

申請日:令和 年 月 日

就学援助費の受給及びモバイルルータの貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請に当たっては、宇都宮市教育委員会がその認定審査に必要とする場合の、住民登録上の世帯及びこの申請書に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税台帳の閲覧、並びに③申請者の生活保護・児童扶養手当受給状況の照会について、同意します。また、認定を受けた場合、①学校長を代理人として、援助費の請求・受領・処理に関するすべての権限を委任し、援助対象費目に滞納が生じている場合には、支給された就学援助費を充当すること、②貸与されたモバイルルータの故障・紛失に際しては、弁償しうることがあることについて承諾します。

①申請者（保護者）について

保（ 申 護 請 者 ）	住 所	宇都宮市			連絡先（日中連絡が取れるもの）
					— —
	フリガナ 氏 名			児童生徒との関係	住居の状況（✓を付けてください）
		(生年月日 S・H . . . 生)		父 ・ 母 ・ 祖父母	☐ 持家(家族所有含) ☐ 賃貸

②対象児童（国公立小中学校に通学し、援助を希望する児童・生徒）について（書ききれない場合は2枚目へ）

児 童 ・ 生 徒	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日

③別世帯の家族について

住民登録上の別世帯において「生計を共にする」家族がいる場合、下の欄に氏名等を記載

（例 生計が同じ祖父母と住民票上、世帯を分離している、父親が単身赴任など）

別 世 帯 の 家 族	児童生徒との続柄	氏 名（フリガナ）	生年月日	児童生徒との続柄	氏 名（フリガナ）	生年月日
		()	T. S. H. R. 年 月 日		()	T. S. H. R. 年 月 日
		()	T. S. H. R. 年 月 日		()	T. S. H. R. 年 月 日

④令和3年1月1日現在の住所

申請者欄に同じ ・

転入前市町村で就学援助を受けていた場合は✓ → □

⑤家庭状況について該当するものに必ず ✓ を付けてください（複数回答可）。

【家庭状況】

- ☐ ひとり親家庭
- ☐ 生活保護の廃止または停止
- ☐ 生活保護受給
- ☐ 離 職
- ☐ 東日本大震災被災
- ☐ 収入不安定
- ☐ 病気療養
- ☐ 上記以外の理由で経済的困窮

特筆すべきことなどありましたらご記入ください。

⑥モバイルルータ貸与について

モバイルルータの貸与を希望されない場合に、以下□に✓を付けてください。

なお、モバイルルータ貸与を希望されない場合には、「オンライン通信費」は支給されませんので、ご注意ください。

☐ モバイルルータの貸与は希望しません。

【記載上の注意】

記載例をご覧ください。①～⑥の太枠内に必要事項をご記入ください。
記載内容に不備があった場合、審査が行えず、審査保留となり、問い合わせや来庁を依頼する場合があります。
審査保留の期間が一定期間以上経過しますと、申請却下となりますのでご注意ください。

※ご記入された内容に、誤りや漏れはありませんか？

ご記入後は、お子さんが通われている学校に申請書を提出してください。認定結果は学校を通じてお知らせいたします。

Q3：どうやって申請すればいいの？ 認定結果はいつわかるの？

A3：申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	①学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、お子さんが通っている <u>学校に提出</u> してください。 なお、小・中学校にお子さんが通っている場合には、小学校にのみ、申請書を提出してください。
ステップ2 〔6月中旬頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通じてお知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③ <u>認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。</u>

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要（生活保護を受けている世帯も同様）です。

Q4：いつ頃、どうやって支給されるの？

A4：年3回（7，12，3月）に学校を通じて支給されます。

※ 支給に必要な請求は、お子さんが通っている学校が行いますので、保護者の方から、請求関係の書類を提出していただく必要はありません。

※ 振込日や支給内容の詳細は学校から通知が届きます。

Q5：モバイルルータはどのように借りるの？

A5：就学援助の認定後、モバイルルータを貸し出します。詳しい貸出方法などは認定後に改めてお知らせします。なお、就学援助の認定を受けた方へ貸し出されたモバイルルータの通信費は、市が負担しますので、保護者の方の負担はありません。

※ 貸出期間は認定から、翌年度の6月までとなります（中学校3年生は卒業まで）。

★ご注意いただきたいこと

- ・ 小学校入学前に「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には申請が必要となります。
- ・ 令和3年度（令和2年中の所得）の申告がお済でない方は、必要な申告をしてください。
- ・ 令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、マイナンバーの提出が必要となる場合があります（必要な場合には、別途お知らせいたします）。
- ・ 認定後、婚姻により世帯状況が変わった場合や、経済状況の好転により就学援助の必要がなくなった場合は、辞退届を提出してください。
- ・ 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。詳しくは生涯学習課（電話：632-2676）までお問い合わせください

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所 13 階 ☎：632-2724）

